

排除理由に基づく推論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2023-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00022827

排除理由に基づく推論

Reasoning with Exclusionary Reasons

博士後期課程 公法学専攻 2015 年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

【論文要旨】

本稿はイギリスの法哲学者ジョセフ・ラズが提唱した概念「排除理由」に対して向けられた批判を検討する。アメリカの法哲学者 M. S. ムーアが行なった批判によると、排除理由に基づく推論は、正しい結論を導出しない。ムーアは、どんな理由も行為の正当化に何らかの寄与をする以上、実践的推論において排除理由が一定の理由を排除する場合、正しい行為が導かれぬおそれがあるとラズを批判し、彼の実践哲学を一階理由の体系として再構築することを提案する。本稿ではこの批判の検討を通して、道徳的にすべき行為を一階理由の比較衡量によって決めるというモデルが、ルールの性質をうまく捉えていないことを示す。

【キーワード】 排除理由、一階理由の比較衡量、正当化、合理性、ルール

【目次】

- I 本稿の関心
- II 排除理由の正当化解釈
 - (1) 一階理由の比較衡量モデル——ムーアの道徳理論
 - (2) 若干の検討
 - (3) 議論のすれ違い——道徳的正当性と合理性
- III 排除理由に基づく推論
 - (1) 一階理由と結びつかない排除理由
 - (2) 一階理由と結びつく排除理由
- IV おわりに

I 本稿の関心

私はこれまでイギリスの法哲学者ジョセフ・ラズ (Joseph Raz) の実践哲学の基礎理論である、行為理由の論理学 (logic of reasons for action) について、その全体像を紹介、検討する論文を数篇執筆してきた¹。特に、ラズの実践哲学における最重要概念である「排除理由 (exclusionary reason)」の実相解明を目指し、ラズとその批判者による議論を追跡してきた²。本稿の関心も排除理由概念のいっそうの明確化にあり、特に排除理由が(法的)推論で果たす役割をめぐる論争に焦点を当てる。その具体的な内容に立ち入る前に、「排除理由」について手短かに説明しておこう。

人は「何をすべきか」を考えると、ある行為に賛成の理由 (reason to ϕ [ϕ は行為を表す動詞である。以下同様。]) と反対の理由 (reason not to ϕ) とを比べて、どの行為をするかを決めることがある。ラズはこれらの理由を一階理由 (first order reason) と呼ぶ。ラズは、我々が一階理由だけでなく、次のような二階理由 (second order reason) をも用いて実践的推論をしていると指摘する。二階理由には、「ある理由で行為する理由 (reason to ϕ for a reason)」と「ある理由では行為しない理由 (reason not to ϕ for a reason)」とがある。このうち後者「ある理由では行為しない理由」が排除理由である。

一階理由と二階理由の区別のポイントは、一階理由が「行為する、または、行為しない」理由であるのに対して、二階理由が「ある理由で行為する、または、ある理由では行為しない」理由である点で、行為の理由に言及があることである。一階理由は直接に行為を支持または反対する。それに対して、二階理由は、直接的には行為の理由を支持し、または反対することによって、間接的に行為を支持し、または反対する。

ラズは、排除理由という概念を駆使して、様々な規範現象の解明を試みる。一例として、ラズによる命令規範 (mandatory norm) の分析を取り上げてみよう。命令規範は、一階理由と排除理由の組み合わせとして分析される³。つまり、「 ϕ せよ」と命じる規範は、「 ϕ する一階理由」であり、

¹ 行為理由の論理学は Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed. Oxford University Press, 1999) (以下、本文および脚注では PRN と略記してその引用参照箇所を示す。) で展開される、ラズ実践哲学の基礎理論である。その全体像は、拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集 (明治大学大学院) 52 号 (2020 年 2 月) 35-53 頁、「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」法学研究論集 53 号 (2020 年 9 月) 45-61 頁、「行為理由の論理学における法体系」法学研究論集 54 号 (2021 年 2 月) 1-19 頁において、排除理由をめぐるラズと他の法哲学者の論争については、「排除理由、不確かさ、行為調整——S. R. ベリーのラズ批判を手がかりに——」法学研究論集 55 号 (2021 年 9 月) 1-20 頁、「排除理由の動機づけ解釈について——M. S. ムーアの J. ラズ批判を手がかりに——」法学研究論集 56 号 (2022 年 2 月) 1-17 頁で検討した。

² 私が以前執筆した「排除理由の動機づけ解釈について——M. S. ムーアの J. ラズ批判を手がかりに——」(前注参照) 9 頁の注 20 (ラズが「当為は可能を含意する」原理の支持者ではないということを述べた箇所) における参照提示に不備があったので、お詫びして、以下の下線部を加筆修正する。J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986), p. 357.

³ 一階理由と排除理由の結合物を、保護された行為理由 (protected reason for action) と呼ぶ。Joseph Raz, "Legitimate Authority" in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27, at 18

かつ、「その規範以外の理由に基づいて行為しない排除理由」である。例えば、自分の家の庭でのカエルの（あまりにうるさい）鳴き声を放置してはならないという命令規範があったとすると、これは、それを放置しない理由であり、かつ、この規範を無視して（例えば、自分の判断に基づいて⁴）それを放置することをしない理由である。

本稿では、M. S. ムーアによるラズ批判を取り上げる⁵。ムーアは「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由がもつ曖昧さまたは多義性を攻撃する。ムーアによると、「ある理由では行為しない理由」という定義は、ラズのテキストからは3通りの読み方ができ、そのどれも首尾一貫していない⁶。本稿ではそのうちの一つである排除理由の正当化解釈を取り上げる。

排除理由の正当化解釈は「ある理由では行為しない理由」が、正しい行為を決定するときに登場する理由であるとする。ムーアのラズ解釈では、人はすべき（つまり、道徳的に正しい）行為を決定するときに、一階理由だけでなく、二階理由をも考慮に入れるとラズは主張する。それに対して、ムーアは、正しい行為は一階理由の比較衡量だけで決まるとする。どんな理由も一階理由として行為の正誤に関わる。行為決定に際して行為の正しさに関与する理由を排除するという排除理由は間違った行為を正しいものだとしうる点で道徳理論的に問題がある⁷。

ムーアは排除理由の道徳理論上の問題点を指摘することによって、二階理由の概念を放棄し、実践的推論は一階理由の観点で理解すべきであるとラズに提案する。本稿では、ムーアによる批判にもかかわらず、ルールが登場する実践的推論では、排除理由の概念が必要になることを示す。

参照。以下、LA と略記して、本文および脚注でその引用参照箇所を示す。

⁴ ここで「ある理由では行為しない」理由を「自分の判断では行為しない」理由と言い換えたことを疑問に思われるかもしれない。法が立法的権威者が発布したものであるとすると、その権威者は、行為者が法を理由にして行為することを、（少なくとも、行為者自身の勝手な判断で法に反する行為をしないようにと）意図している。だから、本文中の「その規範以外の理由」の典型例は、行為者自身の（勝手な）判断（という理由）となるのである。

⁵ Michael S. Moore, "Authority, Law, and Razian Reasons," *Southern California Law Review* 62, no. Issues 3 & 4 (March/May 1989): 827-896. (以下、本文および脚注では ALR と略記してその引用参照箇所を示す。) ラズの反論は、J. Raz, "Facing Up" in *ibid*: 1153-1235. (以下、本文および脚注では FU と略記してその引用参照箇所を示す。) で行われている。

⁶ そのうちの一つである動機づけ解釈は別稿（前掲注 2 参照）で検討した。それは「ある理由では行為しない理由」を「ある動機では行為しない理由」と読むものである。ムーアは、道徳は不可能なことを要求しないという立場を採用し、かつ人は行為に際して動機を選ぶことができないと主張する。その結果、ある動機では行為しない理由があるというラズの主張は不可能なことを要求する点で道徳理論的に問題があることになる。

また、第三の解釈は意思決定戦略解釈と呼ばれ、「ある理由では行為しない理由」を、最適な意思決定をする際に決定者の心理過程に現れる主観的な理由であるとする。（正当化解釈における理由は、いわば客観的理由である。）行為決定者がすべき行為を決定するときに、排除理由によって、行為の正誤に関わる一定の理由を考慮しないなら、恣意的な行為決定をしてしまう点で道徳理論的に問題があるとされる。

⁷ 以上 ALR, 857 参照。

II 排除理由の正当化解釈

(1) 一階理由の比較衡量モデル——ムーアの道徳理論

ムーアは、法や道徳を行為理由と位置づけ、我々の行為を指導するものだとするラズの実践哲学の構想に賛同している⁸。ムーアとラズの主たる相違点は、理由の衝突を認める（ラズ）か、認めない（ムーア）か、二階理由を認める（ラズ）か、認めない（ムーア）かにある。ラズにおいては、複数の（一応の）行為理由は衝突するがゆえに、理由は比較衡量され、（結論的に）すべき行為が決まる⁹。他方で、ムーアは、そのような衝突は見かけのものでしかないと言う¹⁰。「pという事実は、xがφする理由である」（xは行為者、φは行為を表す）という理由文に、「ただし、かくかくしかじかの場合、この限りでない」といった例外を（何一つもらさず）つければ、ないし例外が明示されていないだけだとみなせば、理由の衝突は生じないからである。ムーアにおいては、ラズが行う諸理由の衝突と比較衡量という作業は、そのような例外の発見の過程となる。（この点についてラズとムーアの間の実質的な差異がほとんどないからか、ムーアは、理由の衝突については批判するのではなく、衝突が生じるとした上で論述を進めている。）

ムーアの批判の矛先は、排除理由という二階理由が存在することの不可解さに向かう。ムーアによると、どんな行為理由も、行為を正しいものとする性質（right-making characteristics）をもつ。道徳には一階理由しか存在せず、一階理由は行為の正しさと関わりをもつので、すべての一階理由を比較衡量することによって、すべき行為を決めることができる。もし排除理由が存在するなら、すべき行為の決定に際して何らかの理由が排除される。すべき行為はすべての一階理由の比較衡量によって決まるにもかかわらず、比較衡量から一定の理由が排除されてしまうので、道徳的に不正な行為決定に行きつくおそれがある。道徳が、間違った行為をすべきだと要求するはずがないから、道徳が排除理由をもつとは考えられないのである。だから、道徳理論的な見地からして、二階理由の観念は不要であり、すべての行為理由は一階理由として理解すべきなのである。ムーアは、ラズと違って、約束や権威者の指令、法などもすべて一階理由——しかも極めて重い理由——と考えるべきであり¹¹、二階理由という観念を使って法を理解する必要はないとする。

注意すべきことだが、約束や法、権威者の指令は、それが要求する行為の良し悪しとは直接の関係がない。なぜなら、どのような内容の約束でもできるし、どのような内容の指令でも下すことができるからである。それにもかかわらず、ムーアは法を一階理由とみなすべきだと言うのである。しかし、一階理由が行為の良し悪しと関係のない事実であるとしたら、どの事実が行為を支持（またはそれに反対）するかを決定する基準が必要となるはずである。この点について、ムーアは説明

⁸ ALR, 841 参照。

⁹ PRN, 45-47 参照。

¹⁰ ALR, 846 参照。

¹¹ ALR, 872-873 参照。

を与えていない¹²。

それに対して、ラズは、仲裁判断を例に、権威者の指令の理由としての働きを説明している。その際、ラズは一階理由や排除理由という言葉は使っていないが、ここでは説明の便宜上、それらをもちいて仲裁判断の構造を説明しておこう。仲裁者は、名宛人に当てはまる諸行為理由を考慮に入れて判断を下すべきだ——が、それに実際にそうしていることまでは要求されない——とされる。名宛人は仲裁判断が下される前は、各々がもつ行為理由に基づいて行為することができるが、仲裁判断が下された後は、そのような行為理由——これは仲裁判断を基礎づけることになっている理由である——ではなく、仲裁判断という理由に基づくべきである。ポイントは、仲裁判断が排除理由となり、仲裁者が考慮した理由は排除され、もはや名宛人はそれに依拠して行為すべきでないというところにある。

他方で、仲裁判断は一階理由の面をもつが、あまり重要ではない。仲裁者は名宛人に当てはまる様々な行為理由の衡量の結果を、仲裁判断に反映すべきことになっているが、それに成功するとは限らないからである。仲裁判断は一階理由の観点から見て間違っているとしても排除理由であるがゆえに、その一階理由の重さ——これはその正当化理由の重さに依存する——に関わらず、行為を指導するものとされる。

また、仲裁判断という理由は、他の諸理由と並立し、比較衡量されるものではない。(仲裁者が、当事者に当てはまる理由の比較衡量を正しく行い、そのうえで仲裁判断を下した場合には) 仲裁判断の一階理由の面は、その基礎となった理由を反映する。それゆえ、仲裁判断を、その基礎にある理由に付け加えて、(当事者が自ら) すべき行為を決定しようとする場合には、理由の二重勘定を犯すことになる。(実は、ラズは、仲裁判断の一階理由の重さが、その内容の正当化理由の重さだけに依拠すると明言していない。だが、仲裁判断の一階理由として重さが、その正当化理由に由来しないとすれば、それらは並立可能となり、二重勘定問題は成立しない。)¹³

要するに、ラズの見方では、権威者の判断は排除理由である点で、その一階理由の面が正当化理由を反映することがあるにしても、それに解消されない独自の意義をもつのである。

ムーアの排除理由批判に戻ろう。すでに述べたように、ラズは、 ϕ せよとする法や、命令、権威者の指示を、 ϕ する一階理由と排除理由の組み合わせとみなす。 ϕ する理由は、排除理由によって、つまり、 ϕ しない理由が排除されることによって、保護される。その結果、ムーアは命令等が、一定の理由を排除することで、全一階理由の比較衡量が支持する行為とは違った行為を要求しうることを問題視するのであった。このような、ムーアの見方には、どんな場合であっても理由の比較衡量をすべきであり、それを無視してよい場合などないという想定があることに注意された

¹² この点に関して、後掲注 26 を見よ。

¹³ 以上、ジョセフ・ラズ、森際康友編『自由と権利』(勁草書房、1996年)、(仲裁判断については) 150-152 頁、(二重勘定については) 174 頁参照、拙稿「J. ラズにおける排除理由の概念——C. エッサートの批判を手がかりに——」法律論叢 93 巻 1 号 (2020 年 7 月) 61-63 頁参照。

い。φせよという命令に従うかどうかを決めるときに、命令に従う理由（φする理由）と従わない理由（φしない理由）との比較を不要とするラズの見方には、道徳理論的に問題があると、ムーアは考えているのである。

ところで、排除理由といってもすべての理由を排除するわけではないのだから、排除理由は行為決定時に必ずしも道徳的に不正な行為決定を導くとは限らないのではないかと、ムーアに反論できないだろうか。つまり、排除理由が負けることによって、（一階理由の比較衡量が示す）正しい答えが出てくるとしたら、ムーアとしても問題ないのではないか。ラズによると、排除理由は次の二つの仕方では負けることがある。第一に、排除理由には射程があり、すべての理由を排除するというわけではない¹⁴。例えば、兵士であるジェレミーが上官から車のバンを徴用せよという命令を受けたとする¹⁵。この命令は、バンを徴用する一階理由であり、かつ当該命令以外の理由では行為しない排除理由である。この場合に、一階理由の比較衡量が、バンを徴用しないことを支持するとしよう。命令の排除理由の面は一定の理由を排除するが、排除されずに残った理由があるとする。このとき、排除されなかったバンを徴用しない理由が、命令の一階理由の面に勝つなら、すべき行為は、バンを徴用しないことである。人は負けていない理由で行為すべきである¹⁶から、排除理由の存在を認めたとしても必ずしも全一階理由の比較衡量の結果が支持する行為をすることができないというわけではないのである。

第二に、排除理由は、二階理由同士の衝突で負けることがある¹⁷。ある理由では行為しない理由（排除理由、否定的二階理由）は、ある理由で行為する理由（肯定的二階理由）と衝突し、後者の方がより重い理由である場合に、負ける。父親が息子に対して母の言うことを聞くなど指示すると、父の指示が息子にとって「母の言うことに基づいては行為しない排除理由」になるとしよう¹⁸。他方で、母親が息子に対して今日は寒いからコートを着てから外出するように指示したとする。母親に言われたからコートを着たという場合、息子は母親の指示を「母親がそう言ったという理由で行為する理由」（肯定的二階理由）とみなす。これらの理由が衝突する場合、母親の指示が父親の指示（排除理由）に勝つ場合、息子は全一階理由の比較衡量の結果が示す行為（コートを着て外出すること）をすることができる。

残念ながら、排除理由が負けることによって、理由が排除されず、一階理由の比較衡量が示す正しい行為を決定できるという反論は説得的ではない。ムーアの批判のポイントは、（排除理由が道徳的理由に負けない場合があることではなく）排除理由が道徳的理由を排除するという点にあるからである。このことを示すために、ムーアのコモン・ローにおける先例廃棄の例を用いた排除理由

¹⁴ PRN, 46-47 参照。

¹⁵ この例については PRN, 38 参照。また、後述Ⅲ（2）の例 4 も見よ。

¹⁶ PRN, 40 参照。後述Ⅲの後半も見よ。

¹⁷ PRN, 47 参照。

¹⁸ この例は、LA, 17 参照。ただし、ラズは、息子に対する母親の指示を二階理由だとは考えていないようである。また、後述Ⅲ（1）の例 1 も見よ。

批判を取り上げてみよう。ムーアによると、既存のコモン・ロー上のルールを排除理由とみなすと、先例廃棄を説明できない。ムーアの主張の要点は、コモン・ローの裁判官は一定の場合に先例を廃棄する（法的権能を保持し行使する道徳的に正当化された）義務を負う¹⁹から、コモン・ローを排除理由とみなすと、それが適切な道徳的理由を排除してしまい、適切なきに先例廃棄が行われなくなる、ということである。道徳的理由が排除理由の射程内にあつて排除されてしまう場合であっても、裁判官が先例廃棄権能を行使することが道徳的に正しい場合があるとムーアは言いたいのである。排除理由の存在を認めない場合、道徳的理由を必要に応じて考慮することができるから、正しく思考できればもれなく道徳的に正しい行為（ここでは先例廃棄）をすることができるのである。

ラズは、「裁判所は諸理由の衡量に基づいて先例を廃棄することがベターであるときにいつでも先例を廃棄することができるわけではない。裁判所は、一定の種類理由〔つまり、排除されない理由〕に基づいてのみ先例を廃棄²⁰することができる」とし、排除されない理由の一例として、（あるルールが）不正（*unjust*）であること、ひどく差別的（*iniquitous discrimination*）であること、裁判所の法理解と調和しないことを挙げている²¹。

たしかに、ラズが挙げる、ルールが不正であることやひどく差別的であることなどは、先例廃棄を正当化する事情であろう²²。しかし、ムーアは、もし裁判所が、ラズが挙げるような排除されない理由に基づく先例廃棄だけしか認められなかったら、必要なきに先例廃棄権能が行使されないことになる懸念する。なぜなら、ムーアからすると、ラズが挙げる排除されない理由のリストがあまりに少なく、道徳的理由が排除されすぎており、裁判官の手元には考慮すべき道徳的理由がほとんど残っていないように見えるからである。それゆえ、コモン・ロー上のルールを排除理由とみなすと、先例廃棄を必要とするすべての場合に、道徳的に見て正当な、先例廃棄権能の行使がなされないことになるおそれがある²³。

ムーアの言うことは、裁判官が実際に道徳的に望ましい全ての場合に先例廃棄ができるとすれば、もっともらしく聞こえる。どんな道徳的理由も排除されるべきではないと考えられるからである。それに対して、ラズは、ムーアと異なり、裁判官が先例の廃棄が道徳的に最善だと考えるすべての事例でそうすることができるとは考えていない。ラズが正しい場合には、ムーアは法の話をしているようで実は自身の道徳理論から見た先例廃棄の理想を語っているだけになってしまう。ここではどちらが先例廃棄について正しい見方かは措いておくが、重要なことは、ムーアが、排除理由を認めず、一階理由の比較衡量を法が問題となる場面にまで及ぼそうとしていることである。上で

¹⁹ ALR, 865 参照。

²⁰ PRN, 140.

²¹ PRN, 140 参照。

²² ラズは、ルールが不正であること等をどのように判定するのかについては特に述べていないが、一階理由の比較衡量によって決めるというのなら、ムーアとの対立はほとんどない。

²³ ALR, 866 参照。

触れたように、コモン・ローであれ、制定法であれ、それはムーアにとっては非常に重みのある一階理由であるが、他の理由との比較衡量を免れるようなものではないのである。裁判官が先例を廃棄するかどうか決める場合、コモン・ロー上のルールを含む全一階理由の比較衡量によって判断を下すべきなのである（し、実際にそうしているとムーアは考えている²⁴）。

(2) 若干の検討

ムーアはラズを批判し、排除理由あるいは二階理由という発想を捨て、法を一階理由とみなすほうが首尾一貫しているとする。法を含む実践的推論の領域で二階理由が果たす役割はない。我々がする実践的推論は一階理由の比較衡量というモデルとして捉えることができるし、それによってはじめて道徳的な不備なく、すべき行為を決定することができる、というのがムーアの考えであった。

このような批判はラズにとって致命的なのだろうか。本節で私は、法をはじめとしたルールを、それが要求することを支持する一階理由とみなす立場を検討し、実践的推論を一階理由の比較衡量モデルとして貫徹させることはできないことを示したい。もちろん、実践的推論では一階理由が物を言う場合の方が多いとは思ふ。だが、ルール、法、規範などが推論に関わるとそうでなくなる。このことを以下では、その内容が道徳的に不正な法的ルールに従うべきかどうかを決める場面を例に挙げて検討してみよう。

問題となるルールは ϕ することを我々に要求する。 ϕ することが道徳的に不正であることを確かめるためには、 ϕ する全理由と、 ϕ しない全理由とを比較し、 ϕ しない方が勝てばよい。ムーアは法的ルールをかなり重い（great weight, great strength）一階理由だとみなしており、他の（道徳的）理由と比較されるものだと考えている²⁵。法的ルールは「かなり重い」²⁶ので、だいたいの場合

²⁴ ALR, 865 参照。

²⁵ ムーアは「道徳的領域（moral landscape）は、正統な権威者による命令とルール〔ここに法も含まれる。引用者注〕、そして約束によって変えられる。すなわち、これらはかなりの重み（great weight）をもつ新たな一階理由を作り出す。それは、常にというわけではないが、たいていの場合、衝突する他の一階理由に勝つ（outweigh）」（ALR, 850）と述べている。引用箇所冒頭の「道徳的領域」は「するのが道徳的に正しいこと」（ALR, 850）とも言い換えられており、ムーアは、法を（実定）道徳の一部だとみなしているのかもしれない。

²⁶ ムーアは、なぜルールがかなり重い一階理由であるかについては説明がないが、ラズを引用して述べている「法の支配の価値」（rule of law values）が参考になるのかもしれない。（ムーアはラズの立場を批判する前にラズの法理論の全体像を提示しており、その一部として、ラズの法の支配論に手短に触れている。ムーアはこれに明示的には賛同を示していないが、ALR, 867で先例廃棄に反対する理由として言及するなど、法的ルールの重さに関わる理由として取り上げている。）裁判官が、（すべての事情を考慮して最善だと思う判決を下すのではなく、）法を適用することによって事案に判決を下すことが、裁判官による法適用を（市民にとって）予測可能なものにし、自由の増進につながるという利点がある。このような、法の実定性、予測可能性、安定性がもたらす自由の確保といった利点は「法の内容（の正不正）に依存しない」（ALR, 836）から、一般的に言って法はかなりの重さをもつとムーアは考えているのかもしれない（が、上記圏点部のため、ムーアの立場とは一貫しないと考えられる。）。ALR, 836 参照。J. Raz, “The Rule of

で、すべき行為を指導するのに十分である。ムーアは不正な法的ルールも重さをもつのかどうか、またどの程度ルールが道徳的に不正であれば、他の道徳的理由との比較において負けるのかについては何も述べていないが、ちょっとだけ不正だという場合には、ルールに従うべきだと判断するかもしれない。(これはルールの重さが、その内容の道徳的正当化理由に解消されない場合である。そうでない場合は、後述3段落下参照。)(法を含めすべての一階理由——この理由が行為の道徳的な正しさを決める——の比較衡量で道徳的に正しい行為が決まるとするムーアの立場に対して、道徳的に不正な内容のルールに従うことが道徳的に正しいということがありえるのかという疑問がある。後述2段落下参照。)不正なルールに従うべきだと示されるのは、仮にφせよと命じるルールが存在しないとしたりφすべきでないとする理由の比較衡量判断を、ルールの重さが覆す場合(つまり、ルールの存在だけがφすることの決め手だという場合)である。そうして、(ルールが存在しない場合に示される)少々だけだとしても道徳的に不正な行為をルールの存在(例えば、法的安定性や民主的正統性)という道徳的理由に基づいて行うことになってしまう。つまり、この場合、ルールの内容の正不正を決める道徳的理由と、内容とは無関係にルールに従うことの正不正を決める道徳的理由とが比較される。

ムーアは、法的ルールを排除理由として理解する場合、道徳的理由が排除されることによって、道徳的にすべきでない行為をしてしまうことになる懸念している。だが、同じように、ムーアの立場でも、(ルールの内容が多少不正であったとしても、ルールが重いために)道徳的に不正な行為をすべしということがありうると考えられる。そうだとすると、全一階理由の比較衡量で道徳的にすべき行為が決まるとするムーアの立場に、ルールを排除理由とみなすラズの立場を超える理論的優越性があるのか分からなくなる。

他方で、上とは違って、ムーアの主張を素直に受け取ると次のようになる。φせよと法的ルールが定めていること自体が、φすることを道徳的に正当化する理由であるとして、ルール(とその道徳的正当化理由)とφしない道徳的理由の比較において、ルールの側が勝つ場合、ルールに従ってφすることが道徳的に正しい行為となる。逆に、φすることに反対の道徳的理由が勝つ場合には、ルールに従わずφしないことが道徳的に正しい行為になる。つまり、道徳的に正しい行為を決める理由の一つが法的ルールであるとするムーアの立場では、法が他の道徳的理由と並立する道徳的理由となる。だから、法と道徳は対立せず、不正な法に従うべきかという問題は生じないことになる。

また、ムーアが、ルールがその道徳的正当化諸理由に解消されると考えている場合には、ルールの重さはその正当化理由の重さに他ならないから、不正なルールはほとんど重さをもたないと考えられる。その結果、「ルールが重い」ということに独自の意義はなくなる。

まとめると、ルールがその道徳的正当化理由に解消される場合、ルールは正しい内容を持つとき

Law and its Virtue” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 210-229 参照。
(ムーアは *The Authority of Law* の初版を引いているが、丁付けに変更はない。)

にしか従われなくなる。この場合、道徳的理由の比較衡量が全てを決めるので、ルールが存在意義はない。他方で、ルールがその内容の正当化理由とは独立に重さを持つときには、ラズの立場と実質的な差異はない。

(3) 議論のすれ違い——道徳的正当性と合理性

ムーアは排除理由によって、理由の比較が行われなことを問題視していた。それは一階理由の比較衡量によって道徳的に正しい行為が何であるのか明らかになるからであった。排除理由は、一定の道徳的理由を排除してしまい、道徳的に正しくない行為を、すべき行為だと誤って示してしまうおそれがある。

ところで、ムーアは行為の道徳的正当化に強い関心を抱いている。本稿冒頭で触れたが、ムーアは排除理由の正当化解釈を批判している。だが、ラズが関心をもつのは、行為の道徳的正当化というよりは、行為の合理性である。ラズが排除理由を強調することで言いたいのは、理由の比較衡量を無視して（正しい行為をしなかったとして）も、理性に反して行為しているわけではないということなのである。そのような意味で、ラズにおいては、「道徳的に不正な行為をすべし」ということが成立する。ムーアはこのようなことには関心がない。本稿では、ムーアとラズの間における、道徳や行為の正当化に関する見方の差異についてはこれ以上立ち入らない。私が言いたいのは、上記Ⅱ（2）の検討が正しければ、ルールをそれが規定する行為の一正当化理由として、他の道徳的理由と並立し、比較されるとするムーアの道徳理論は、ルールの理解の仕方として問題があるということである。

Ⅲ 排除理由に基づく推論

上記Ⅱでは、実践的推論をするときに、一階理由の比較衡量を無視しなければならない場合があること、そうした——つまり、ムーアの道徳理論の見地から、道徳的に正しくないことをした——からといって理性に反したことをしているというわけではないことを指摘した。それでは、（すべき行為の決定を目指しながら、行為の道徳的正当性を標榜しない）排除理由に基づく推論とは具体的にはどのような性質をもつのだろうか。以下では、ある事実を排除理由とみなして実践的推論をする者の例をラズの著作からいくつか取り上げて、排除理由に基づく推論の特徴を見ていきたい。

(1) 一階理由と結びつかない排除理由

最初に取り上げるのは、一階理由とは結びつかない排除理由である。Ⅰで排除理由の説明をしたとき、 ϕ せよと命じる法を「 ϕ する」一階理由と「 ϕ しない理由では行為しない」排除理由の結合物（すなわち、保護された理由）であるとラズはみなしていると述べたが、以下の例1、例2は保護された理由とならない排除理由の例である。

例1 父親が息子に対してする「母親の言うことを聞くな」という指示

両親が息子に対して権威をもつ（つまり、両親の発言を息子が行為理由として受け取る）場合、息子に対して、母親の言うことに従えという父親の指示は「ある理由で行為する理由」（肯定的二階理由）、すなわち「母親の指示という理由に基づいて行為する理由」である。それに対して、父親が息子に対して母親の言うことを聞くなと言った場合、それは「母親の言うことを理由にして行為しない理由」（否定的二階理由）、つまり排除理由である²⁷。

息子が外出時にコートを着るかどうかが決めるという場合を考えてみよう。コートの見た目がダサイという事実は、息子がそのコートを着ない一階理由である。このとき、母親が外出時にはコートを着るように息子に言ったとすると、その指示（コートを着る一階理由²⁸）と、息子がコートを着ない一階理由は衝突する。しかし、父親が息子に対して母親の言うことを聞くなと指示していたら、コートを着ない理由は父親の指示によって間接的に補強される。なぜなら、父親の指示は、行為（コートを着ること）に反対しているのではなく、行為の理由（母親の指示）に反対しているだけだからである。だから、もし母親がコートを着ないように指示していたら、父親の指示は、その指示に反対することによって、コートを着ることを間接的に補強することになる²⁹。したがって、父親の指示は、母親が息子に対して一定の内容を持った指示をするまで、具体的な行為を要求しないのである。その結果、父親の指示は保護された理由とはならない。保護される一階理由がないからである。

（例1を下記例4と比較されたい。例4でジェレミーが上官から受けた自動車のバンを徴用せよという命令が保護された理由であるのとは違って、父親が息子に対してした母親の言うことに従うなという指示は、「保護された理由」ではなく、単なる排除理由、すなわち「母親の指示という理由に基づいて行為しない理由」である。なぜ父親の指示が「保護された理由」にならないのかをラズは説明していない。上述したように、私の理解では、「母親の言うこと聞くな」という指示では、いかなる行為をしてはならないのかが特定されていないから、保護対象をもたないのである。息子が父親から受けた指示は、すべき行為についての具体的な内容を伴わない。行為が何であれ、母親が言ったことには従うなと言うのであるから、母親が具体的な指示をするまで、すべき行為の内容がはっきりしないのである。これがジェレミーに対する上官の命令と父親の指示の違いである。)

²⁷ LA, 17 参照。

²⁸ 母親の指示は、息子にとって、コートを着る単なる一階理由とみなされている。ここでは、後述する例4のジェレミーが上官の命令を一階理由と排除理由の組み合わせとみなしたことは異なり、母親の指示は、コートを着る理由と、母親の指示以外の理由では行為しない理由の組み合わせとはみなされていないことにも注意されたい。

²⁹ LA, 17 参照。

例2 判断者の精神状態

アンは友人から投資話を持ちかけられた。投資するかどうか今決めなければならないが、アンはその日かなり疲れており、投資すべきかどうか考える余裕がなかった。アンは疲れていることを理由に、その投資を断った³⁰。

この事例で、アンが疲れているという事実は、投資すべきか否かとは無関係である。つまり、アンが疲れていることは、投資に賛成する理由でも、反対する理由でもない。しかし、アンが疲れていることは、投資すべきかどうかの理由の比較衡量に基づいて行為する（投資する）ことに反対する（排除）理由ではある。

アンは自分が疲れているという事実を、自分の判断では行為しない排除理由とみなしている。ところが、ここで注意すべきことがある。ここでの排除理由には次の2通りの理解の仕方がある。すなわち、アンの排除理由は、第一に、投資する理由と投資しない理由の比較衡量（の結果、投資すべきと判断したこと）に基づいて投資すること、をしない理由であるかもしれないし、第二に、投資する理由と投資しない理由の比較衡量に基づいて投資しないこと、をしない理由であるかもしれない。アンは疲れているせいで、投資すべきかどうかに関する理由の比較衡量判断を誤る可能性が高いので、間違える可能性が高い行為はしない方がよいという暗黙の前提と併せて、投資しないと判断しているのである。

ここでのポイントは、排除理由は、行為を直接に支持したり、反対したりしないということである。排除理由は、行為の理由を排除することによって、間接的に（排除された理由が支持する）行為に反対するというだけなのである。

(2) 一階理由と結びつく排除理由

例3 約束

コリンには妻と息子がいる。コリンは妻との間で、息子の教育に影響を与えるどんな決定も息子の利益になるようにしなければならず、その他の理由は無視しなければならないと約束した。コリンは仕事をやめて作家になりたかったが、そうすると、収入が不安定なり、息子をパブリックスクールに通わせることができない³¹。

この例では、息子をパブリックスクールに通わせることが、息子の利益になると仮定されている。コリンが妻と約束したという事実は、息子をパブリックスクールに通わせるべきかどうかとは直接的な関係がない。コリンは、約束したという事実を、ある理由（＝息子の利益に反する考慮）に基づいては行為（＝息子の教育に関する決定）をしない排除理由とみなしている。

注意すべきことに、コリンがした約束は、その内容の中に、一定の理由を考慮しないことが含まれているために、この約束が排除理由であるのは、その内容のおかげであるように見える。しか

³⁰ PRN, 37 参照。

³¹ PRN, 39 参照。

し、ラズの意図は、約束は、その内容にかかわらず、即排除理由なのだということにある。

もう一例挙げて説明しておこう。xが友人yと休日にカフェで会うという約束をしているとする。xには家族があるので、たまの休日には一家団らんを楽しむべきであるとしても（家族と過ごすことは即yとカフェで会うことができないことである）、xとyによる約束がそのような考慮を排除する。つまり、約束（という理由）以外の理由では行為しない排除理由である。

また、正確には、約束したという事実は、約束したことをする一階理由であり、かつ約束以外の理由では行為しない排除理由の組み合わせ、つまり「保護された理由」としてラズは分析する。ここで「保護された」というのは、排除理由が、約束以外の理由を排除することによって、約束したことをする理由が（排除された、対立する理由から）守られるという意味である。

例4 軍隊での上官の命令

ジェレミーは軍隊で働いている。ジェレミーは上官からある商人のパンを徴用することを命じられた。ジェレミーはパンを徴用すべきでないと思ったが、上官から言われたので、命令に従った³²。

上官が命令したという事実は、パンを徴用することの良し悪し（ないし正不正）とは直接の関係がない。しかし、ジェレミーは、上官が命令したという事実を、命令以外の理由では行為しない理由とみなしている。だから、ジェレミーは、自身の判断ではパンを徴用すべきでないと思ったにもかかわらず、自分の判断に基づいては行為しなかったのである。

例3の約束と同様に、命令もまた「保護された理由」である。φせよという命令は、φする一階理由であり、かつ、命令以外の理由では行為しない排除理由である。つまり、上官がジェレミーにパンを徴用するように命令したという事実は、ジェレミーがパンを徴用する一階理由であり、かつ、命令以外の理由（その一例が、ジェレミー自身の判断）では行為しない排除理由である。「保護された」というのは、排除理由が、衝突する（φしない、パンを徴用しない）一階理由を排除してくれるおかげで、（φする、パンを徴用する）理由に基づいて行為できるという意味である。

以上、排除理由の4つの例を確認してきた。ラズを批判する倫理学者は、ムーアのように、排除理由に基づく推論を、「何人も、全ての事情を考慮して、一階理由の比較衡量に基づいてなすべきことをすべし」³³ という 'all things considered' 型の実践的原理に基づいて非難する。

この原理によれば、アン、ジェレミーそしてコリンはそれぞれが置かれた状況における行為の諸理由の比較衡量をしなければならない。なぜなら、実践的原理は我々に様々な事情を考慮し何をすべきかを決定することを要求し、そうすることによって我々は状況に応じた最善の行動をとることができるからである。アンは投資すべきかどうかに関して、ジェレミーはパンを徴用すべきかどう

³² PRN, 38 参照。

³³ PRN, 36.

かに関して、コリンは息子をどの学校に通わせるべきかについて、すべき行為に関する諸理由の比較検討することが要請されているのである。

しかし、彼らはそれぞれが置かれた状況で「一定の理由（の比較衡量の結果）に基づいて行為しない理由」すなわち排除理由をもつと考えている。アンは自分がひどく疲れているという事実を、頭を使いたくなく、投資すべきかどうかに関する諸理由を検討しても自分の判断に信用を置けないような状態であるとして、それ自体は投資すべきか否かに関係ないが、そのような理由の衡量に基づいては行為しない理由とみなしている。ジェレミーは軍に所属しているという事実を、上官の命令以外の理由では行為しない理由とみなしている。コリンは妻と約束したという事実を、約束以外の理由では行為しない理由とみなしている。疲労も命令も約束も、行為の良し悪し（ないし正不正）とは関係がないから、一階理由の比較衡量の秤の上に載らないものであるにもかかわらず、実践的推論で重要な役割を担う。ラズはここに着目し、これらの意義が、一定の理由を排除するという、‘all things considered’型の実践的原理が捉えられない特徴をもつことにあるとする。この実践的原理が一階理由しか認めないのに対して、排除理由（疲労、命令、約束）は二階の理由になるからである。

このように、ラズは二階理由を実践哲学の領域に導入し、上記の実践的原理を「何人も、全ての事情を考慮して、負けていない理由に基づいて常に行為すべし」³⁴と修正するのである。

まとめよう。排除理由は「ある理由では行為しない理由」と定義される。それは、行為しない（一階）理由と違って、行為に反対しているのではなく、行為の理由に反対するものである。だから、排除理由はそれ単体ではいかなる行為も直接的には支持も反対もせず、行為を指導することがない。例2のアンが疲れているという事実を排除理由とみなしたとしても、それは、投資する理由と投資しない理由の比較衡量に基づいて投資しないことをしない理由であるのか、理由の比較衡量に基づいて投資することをしない理由であるのかは分からなかった。

また、排除理由は（バンを徴用する命令のような）具体的な指示内容を伴う場合には、保護された理由となり、対立する理由を排除することで、それをする一階理由を保護する。他方で、（母の言うことを聞くなという父の指示のように）具体的に特定された指示内容を伴わない場合には、単なる排除理由となる。指示の具体的な内容がなければ、何をすべきか決まらず、行為を指導できないからである。

「pという理由ではφしない理由」に従うために、行為者はφしないか、p以外の別の理由でφすればよい³⁵。そうすると、母親の言うことを聞くなという父親の指示はほとんど何も排除しない。母親が息子に何と言おうとも、息子は母親を無視して勝手に行為すれば、p以外の理由でφしたという意味では、父親の指示（排除理由）に従っているのである。父親の指示は母親が言ったことし

³⁴ PRN, 39.

³⁵ PRN, 39 参照。

か排除できないから、息子は父親の言うことを聞いて（母親の言うことを無視して）いたとしても、息子には考慮できる理由はまだ多く残っているのである。つまり、母親の言うことを聞くなどという父の指示は、具体的にどのような行為をすればよいか分からないだけでなく、排除される理由の量も少ない。

他方で、ジェレミーが上官から受けた、バンを徴用せよという命令は、バンを徴用しない理由のほとんどすべてを排除する（ものと意図されている）。その結果、ジェレミーには考慮すべき理由は、上官からの命令以外にはほとんど残っていないのである。

付言すると、アンの精神状態もまた排除理由ではあったが、それをラズは保護された理由としては説明していなかった。アンがすべき行為は、投資するかしないかという二者択一であるのに対して、母の言うことを聞くなどという父の指示を受けた息子もつ行為の選択肢は、上述のように多く残っている。アンは結局投資をしないことに決めたが、ある理由では行為しない排除理由に従うためには「別の理由で行為する」という選択肢もあり、例えば、専門家の助言に基づいて行為することによって、自分の判断では投資しない排除理由に従う可能性も残っているのである。

上述したとおり、ラズの関心は行為の合理性にある。本節で取り上げた事例における行為者たちも、一階理由の比較衡量に裏付けられた道徳的に正しい行為をしていないとしても、それは排除理由という理由に基づいているおかげで、合理的ではあるのだとラズは言いたいのである。

IV おわりに

本稿では、ムーアによる排除理由批判を検討してきた。ムーアは行為の道徳的正当化にこだわりの、一階理由の比較衡量によってこそ道徳的に不備のない行為決定が可能だとする。このようなムーアの立場は、ルールを排除理由とみなす立場より優れているということがないだけでなく、なぜルールが必要なのかということも明らかでないという弱点がある。

他方で、ラズは、行為の合理性に関心を持ち、排除理由に基づく推論は、行為の道徳的理由が排除され、必ずしも道徳的に正しい行為を導かないとしても、その行為が理性に反するものではないことを示すものであった。ルールはその内容が正しいときにだけ従えばよいというわけではない。それを排除理由はうまく捉えているのである。